

《記載例》（灰色の塗りつぶし部分は記載不要）

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

提出する日又は投函する日を記載

年 月 日

東海総合通信局長（注1）殿

【免許申請手数料額】
（割印は行わず重ならないように貼付）
収入印紙：4,300円

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を はじめたいので 申請します。

（電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

1 申請者（注2）

申請者が外国人である場合は国籍及び日本における居住지를記載

住所	〒（○○○-○○○○） ○○○○○○○○○○
氏名	フリガナ ○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○

押印は不要

・電波法に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられていない場合は「無」に☑
・電波法に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日（罰金刑の場合は罰金を納付した日）から2年を経過していれば「無」に☑、経過していなければ「有」に☑

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第3項） 有 無

3 免許に関する事項（注4）

免許の有効期間を最大の5年間としたい場合は「5年」に☑、それ以外は☑と希望年月日を記載

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 希望する免許の有効期間	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで（5年未満の希望する日）
③ 備考	

2の処分歴等が「有」の場合はその内容を記載

4 電波利用料の前納（2年目以降の前払）（注5）

「有」とした場合は発行される電波利用料の納入告知書にて、次の②で希望した期間分の納付を一度に行えます

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

5 申請の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ <input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	○○○-○○○○-○○○○
電子メールアドレス	

・申請者と同じ場合に☑
・異なる場合は氏名を記載

平日の日中に繋がる電話番号を記載

無線局事項書及び工事設計書（注6）

6	免許の番号	※記載不要		A第	号
7	申請（届出）の区分	開設			
8	住所及び氏名	上記1と同じ			
9	無線従事者免許証の番号 無線従事者免許証の手続きと同時に行われる場合は☑と該当の項目について記載	△△△△○○○○○			
		☐無線従事者免許 同時申請	同時申請の資格		
			国家試験受験番号		
		修了証明書の番号			
10	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項			
11	呼出符号	※記載不要			
12	無線設備の常置場所	住所	☐上記1及び8の住所と同じ		
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者住所と同じ場合は☑ ・異なる場合は該当の住所を記載し「15備考」欄にその概要を記載 ・申請者以外の者が所有又は管理している場所の場合は「開設同意書」が必要 				
13	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）			
14	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	☑指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力			
15	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載 ・申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合で、その呼出符号を希望する場合はその呼出符号を記載（アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合はその呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付） 			
16	第 ○ 送信機	適合表示無線設備の番号	002○○○○○○○		
	第 送信機	適合表示無線設備の番号			
	第 送信機	適合表示無線設備の番号			
	第 送信機	適合表示無線設備の番号			
	第 送信機	適合表示無線設備の番号			
	その他の工事設計		☑電波法第3章に規定する条件に合致する。		

《送付先》

〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1

東海総合通信局 陸上課 アマチュア局担当

※無線局免許状を郵送するため、住所・氏名を記載し切手を貼付した返信用封筒を添付してください。（封筒サイズは指定しませんが、折りたたまない免許状を希望する場合は、A5サイズ以上の封筒を添付してください。）